

新たなごみ処理施設の整備促進に関する 基本合意書を締結

問い合わせ／環境課新ごみ処理施設推進担当（内線3121）

9月16日、鴻巣市・北本市・吉見町は、新たなごみ処理施設の整備促進に関する下記の基本的事項について合意しました。

基本的事項

- 1 新たなごみ処理施設の整備促進に関する枠組み
鴻巣市、北本市、吉見町による2市1町の枠組みで、埼玉中部環境保全組合を事業主体として、新たなごみ処理施設の建設を行う。
- 2 新たなごみ処理施設の建設予定地
施設の建設予定地は、鴻巣市郷地安養寺地内とする。
- 3 新たなごみ処理施設の整備促進に関する事務局
事務局は、埼玉中部環境保全組合内に設置する。
- 4 補 則
本合意書に定めのない事項及び本合意事項について疑義が生じたときは、鴻巣市、北本市、吉見町で協議のうえ、決定するものとする。



▲合意書にサインする市長



▲三宮北本市長、原口鴻巣市長、宮崎吉見町長

鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言

問い合わせ／環境課計画担当（内線3125）

ゼロカーボンシティとは、環境省が定義している2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（※カーボンニュートラル）にすることを旨とする自治体のことです。全国の444自治体（令和3年8月31日時点）が表明し、脱炭素社会に向けた取組が各地で行われています。

鴻巣市でも、脱炭素社会を目指し、市民の日である10月1日に「鴻巣市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。



▲宣言文はこちらを
ご覧ください

※家庭や工場、自動車等を発生源とする二酸化炭素の排出量と、森林などによる吸収量が等しくなり、差し引きで二酸化炭素排出量が「実質ゼロ」になることをカーボンニュートラルというよ！

